

ことによって、説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならぬ。

こうしたアセットマネジメントを実現するためには、知事を筆頭とした全般的な取り組みが必要不可欠である。これまで国の行政改革の方針のもと、地方自治体でアセットマネジメントの考え方を一部で取り入れなければならない事項が生じ、対応してきている。しかし今後は、國の方針との調整が必要ではあるものの、県が主体的に行政改革を実行し、自らの進むべき方向性を決定しなければならない。アセットマネジメントを導入し、継続して運用していくために、また県職員の意識改革を促すためにも、首長たる事が明確な方針を掲げ、推進過程の重要な場面に積極的に参画し、リーダーシップを発揮して進めることが最も重要なことである。

3. 一元化されたデータベースの構築

意 見 (II-3)
インフラ資産・公共施設の維持管理に当たっては、既存データの集約・不足データの収集を図って、資産・施設毎に一元化されたデータベースを構築し、できる限り県民に情報公開することが望まれる。

インフラ資産・公共施設を管理するには、施設（構造、設備等）の諸元・仕様・図面、設計者・施工者・改修者、点検・補修履歴、今後の維持管理計画等、多岐にわたる情報が必要である。こうしたデータを一元的に管理することによって業務効率が向上する。道路管理課が橋梁について「橋梁管理カルテ」を作成しているが、この取り組みは評価に値する。現状、他のインフラ資産・公共施設では情報の一元化が進んでおらず（表II-2）、橋梁と同様に、資産・施設毎のカルテの作成が望まれる。

表II-2 各部署のアセットマネジメント関連情報の整備状況

施設名	資産・施設の諸元データ	点検履歴	修繕・補修履歴	図面	その他
社会教育課	無し	各施設が紙ベースで保管	工事発注履歴を保管	大規模工事(250万円以上)については、管轄課で保管。	大規模工事(250万円以上)については、管轄課で保管。
学校施設課	施設台帳	点検報告書を学校施設課と各校が保管	工事発注履歴が保有(担当者がエクセル保管)	万円以上の工事については、管轄課発注の工事図面(250万円以上の工事)について管轄課が行なつたり規格修繕は各施設で問合せ資料を保管。それ以外の工事については、課で保管。	万円以上の工事については、管轄課発注の工事図面(250万円以上の工事)について管轄課が行なつたり規格修繕は各施設で問合せ資料を保管。それ以外の工事については、課で保管。
建築住宅課 (賃貸住宅)	施設台帳 (土地、建物、付帯施設等)	各年度の点検業務一覧を建築住宅課が保管	施設台帳(劣化度定査も記載)	各年度の点検業務一覧を建築住宅課が保管。管轄課が、複数年にわからず全て保有。それ以外の工事図面については、学校側のみ図面を保管。	各年度の点検業務一覧を建築住宅課が保管。管轄課が、複数年にわからず全て保有。それ以外の工事図面については、学校側のみ図面を保管。
道路管理課 (橋梁)	法12条点検結果をBIMMSに入力(BIMMSに入力)	法12条点検結果をBIMMSに入力(劣化度ランクも記載)	工事発注履歴を管轄課で保管	私文書課の文書庫に紙ベースで保管。H18年度以降の記録は、管轄課が、複数年にわからず全て保有。それ以外の工事図面は、管轄課が保管。	法12条点検結果をBIMMSに入力(劣化度ランクも記載)

(*) 本表では、「資産台帳」や「公有財産台帳」を除く。

公共施設の場合、公有財産台帳、固定資産台帳、保全情報システム（BIMMS）にデータが収容されている。必要に応じて財務評価用データ、供給評価用データ、品質評価用データ（表II-3）を加えれば、総合的な一元データベースの構築が可能な状況にある。

表II-3 収集が必要なデータの種類

■ 財務評価用データ	施設の維持管理に要する費用
■ 施設資産データ	建物、建物取得価額、延床面積、建物取得年、被価償却累計額、現在価額
■ 付属設備データ	土地：土地取得価額、土地面積（登記単位のものの施設別合計）
■ 供給評価用データ	付属設備：取得価額、種類（昇降機、空調設備、電気設備など）
■ 財務利用度データ	利用度を測定し、評価するための基本データ、施設の特性と評価目的に応じて、適切に設定する
■ 制管部門のコメント	現状と改善すべき点の把握

■品質評価用データ	
耐久性データ	
環境保全性データ	施設エネルギー排出量など
耐候性データ	ユニバーサルデザインの実現度など

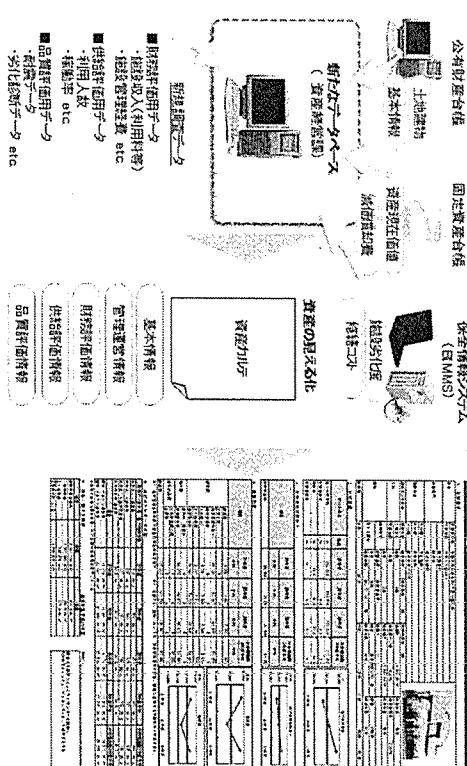
図 II-5 公営住宅の資産カルテの例

施設名等： 皇久喜町第1回地
施設番号： 285

7月から、市が保有する施設の「資産カルテ」をウェブ上で公開している。各施設の利用状況や経費の内訳等を一覧できる。

資産カルテは、公有財産台帳、固定資産台帳、保全情報システム(BIMMS)の既存データに、財務評価用データ(施設の収入や経費)、供用評価データ(利用状況)、品質評価データ(耐震・劣化診断データ)を新規に加えて、一元的な資産データベースを構築したうえで、市が管理する図書館や公民館等、875施設について敷地面積や延べ面積、(図II-4、図II-5)。施設の経費や利用者の負担額の現状を市民に把握してもらい、施設の在り方を考えるきっかけになる試みである。

國立・生 | 案例の「眞庭人」



(資料: 千葉市の資料をもとに作成)

資産カルテ等による評価は、経営意思決定にも重要な影響を与えるため、評価においては、民間企業で採用されている発生主義会計に基づくフルコスト情報を用いることが不可欠である。また、用いられるフルコスト情報は、信頼できる数値であることが必要である。そのため、本来は、少なくとも公表情報である財務書類と整合的な情報を利用して、資産カルテを作成することが望ましい。

しかし、現状では県は総務省改訂モデルにより財務書類を作成しているため、建物等の資産ごとのフルコスト情報は、資産コード等による個々の資産への関連付けがされていない。そのため、建物等の資産ごとのフルコスト情報を自動的に集計することができない。資産カルテ等において、フルコスト情報を用いた評価を行うためには、別途数値を集計する必要があり煩雑である。また、集計したとしてもその数値に信頼性を付与するための方策が課題である。

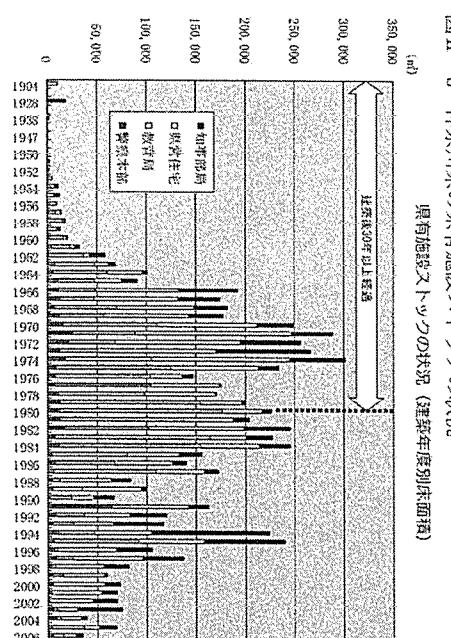
機式簿記により財務書類を作成していれば、建物等の資産ごとのフルコスト情報を資産コード等により自動的に集計することが容易になり、また、公表財務書類との関連性も明確で、一定の信頼性が確保される。

関連情報：

- ・ 日経BP社、日経アーキテクチュア 2013年8月10日号
- ・ 千葉市「資産カルテの公表」：
<http://www.ctv.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/karte.html>

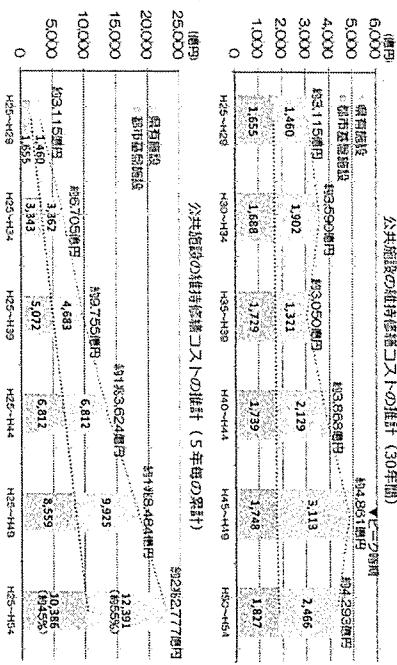
4. 維持管理更新費用の把握

意見(II-4)
インフラ資産・公共施設全体について、将来の維持管理・更新に係る費用を概算でも推計して把握すべきである。その推計による年間の維持管理・更新費と現状の財政状況を比較して、将来見通しを把握することがアセットマネジメントの第一歩となる。



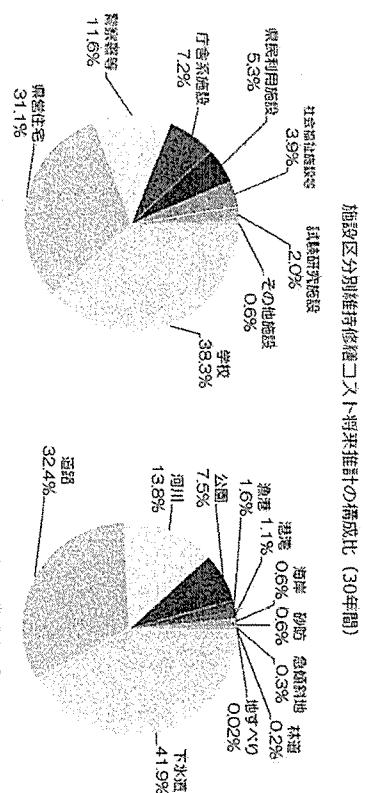
(資料：神奈川県)

図II-7 神奈川県の公共施設維持修繕コストの将来推計



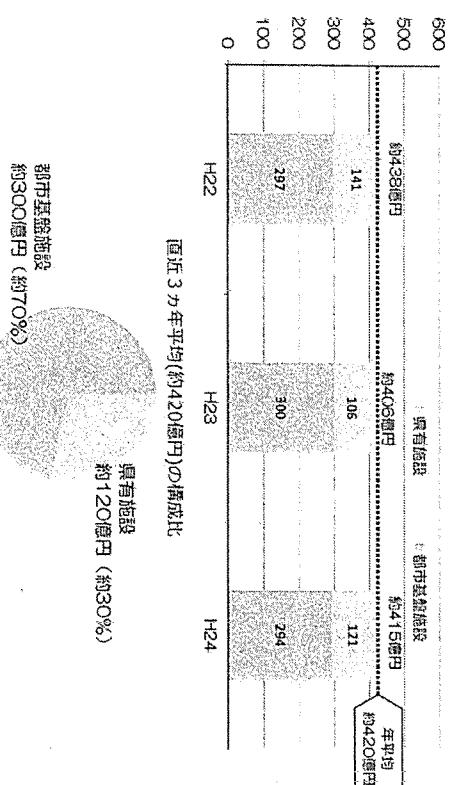
(資料：神奈川県)

図II-8 神奈川県の維持修繕費の将来推計の施設区分別内訳



(資料：神奈川県)

図II-9 神奈川県の直近3カ年の維持修繕コストの推移

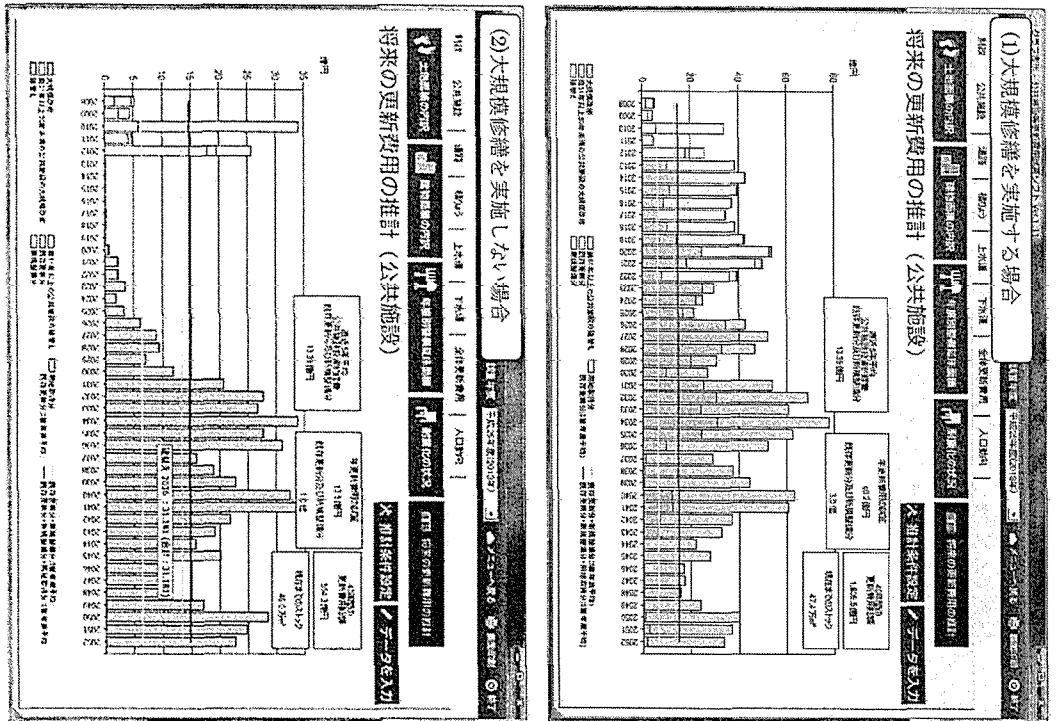


なるのは、学校、病院等の公施設、並びに道路、橋梁、上水道及び下水道のインフラ資産である。市町村の利活用が想定されているが、本ソフトを適宜応用すれば、県レベルでも利活用できる。

図II-10は、総務省ソフトを利用して山梨県立の高等学校の将来更新費を試算したものである。計算の結果、年間更新費は40.2億円（大規模修繕を実施する場合）、14.7億円（実施しない場合）となっている。一方、山梨県の直近5年の投資的経費は平均13.4億円である。最近の投資的経費の水準では、大規模修繕は実施できないことになる。大規模修繕を実施しなければ、施設の機能が維持できなくなる恐れは大きい。また直近の投資は補正予算によって平均額が押し上げられた結果であり、計画的な投資の結果とは言い難い。試算は入手データからいくつかの仮定を設けて実施したものであるが、県でもインフラ資産、公共施設毎に試算を実施し、計画的な更新の方向性を打ち出すべ一スとなる数字を把握すべきである。

将来コストを把握するためのツールとして、総務省が、公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用を推計できる「公共施設更新費用試算ソフト」を公開している。対象と

図 II-10 総務省ソフトによる山梨県・学校施設更新費の将来推計



5. 長寿命化計画、維持管理実施計画の策定

意見 (II-5)
アセットマネジメントの一環として、県が将来にわたって保全するインフラ資産・公共施設について、中長期の長寿命化実施計画、あるいは維持管理実施計画を早期に策定すべきである。策定した計画について、数年(3~5年)おきに見直して、実施状況を反映してローリングしていく必要がある。

アセットマネジメントシステムの中で、インフラ資産や将来につながる維持管理していく公共施設については、長寿命化実施計画、または維持管理実施計画を策定し、計画的に施設を管理していくなければならない。山梨県では既に橋梁、県営住宅について、長寿命化実施計画が策定されている(表II-11)。トンネルについては、今年度中に維持管理実施計画が策定される予定である。学校関係施設や学術文化財関係施設等、他の施設については未策定であり(表II-12)、早急に計画策定が望まれる。

表II-11 山梨県の中長期計画

分野	名称	策定期	概要
橋梁	山梨県橋梁長寿命化実施計画	2010	橋にに対して予防保全型管理に移行した場合、今後100年間に要する事業費は約1,950億円であり、従来の管理方法に比べて、約6割コスト縮減が見込まれる。
トンネル	山梨県トンネル維持管理計画	(予定)	トンネル維持管理計画
公営住宅	山梨県公営住宅等長寿命化計画	2009	までの効率化手法の在維持管理から予防保全的な維持管理に切り替え、ライフサイクルコストの縮減及び事業の標準化を目指す。

表II-12 中長期計画に対する各部署の考え方

部署	対象財産	ヒアリング結果
財政課	-	長期維持管理・更新計画は将来の必要性は認識しているが、全資産の把握が現実的には難しい。
管財課	本庁舎、職員宿舎	平成27年度までに耐震化を完了させ、その後にアセットマネジメントを考えていく。現在は、近隣県と情報交換するなど、準備段階にある。
警察本部 会計課	警察署、駐在所、交番、待機宿舎、公舎ほか	長期修繕計画はない。必要性は感じている。
建築住宅課	県営住宅	長寿命化計画を策定済み。
学校施設課	県立高等学校	長期修繕計画は耐震化完了後の課題という認識。
学術財課	美術館、文学館、博物館、考古博物館	各館ごとに担当者が部品等の交換時期等を設備ごとに把握し、データ管理することで中長期的な修繕の目安としている。

関連情報:

- 神奈川県「県公共施設の見える化(維持修繕コストの現状と将来推計)」
- 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」

部署	対象財産	ヒアリング結果
障害福祉課	障害者施設	中長期計画は策定していないが、緊急度や危険度を考慮し必要な修繕は、速やかに対応している。
社会教育課	科学館、図書館、青少年センターほか	改築した部分に対して、対症療法的に修繕を行っているのが現状である。
道路管理課	橋梁、トンネル、道路	橋梁で長寿命化実施計画を策定済み。トンネルは平成25度中に策定予定。道路付属物は平成25年度に策定着手。舗装については検討中。

さらに、策定した計画については、必ずしも計画通りには予算執行されないと予想されるため、数年（3～5年）おきに見直して、最新の状況を反映して計画をローリングしていく必要がある。

6. 県民への情報公開

意見（II-6）

必要不可欠な社会資本の機能維持には一定の公共投資が必要であること、ある部分では公共サービスの水準を低下させざるを得ないことなどに關し、県民の理解を得るために、インフラ資産・公共施設に関する情報は可能な限り、県民に公開することが望まれる。

全国の社会資本（インフラ資産、公共施設）の老廃化、老朽化が進んでいる。経済成長、人々の生活を支えてきた社会資本の機能維持は社会全体の課題である。山梨県でも状況は同様である。現状を“見える化”し、必要不可欠な社会資本の維持には公共投資が必要であること、学校統合による通学時間の増大や施設競業など、ある部分では公共サービスが低下せざるを得ないことを、県民に理解してもらうことが必須となる。“見える化”に積極的な自治体は多くなっている。神奈川県は今後30年に社会資本に掛かる維持修繕コストを推計し、情報公開している。千葉市は保有する575の公共施設に対して「資産カルテ」を作成してホームページで公開している。いずれも情報公開の目的は共通している。県民・市民に、公共施設（ハコモノ）を減量せざるを得ない状況を理解してもらうことである。

現状を情報公開することによって、住民のインフラ資産、公共施設への監視が強まり、管理・運営に支障を来す場面が増えるのではないかという危惧が運営側にはあるかもしれないが、むしろ社会資本に対する県民の関心が高まり、地域ぐるみの維持管理・運営への機運向上、民間のノウハウを生かす機会拡大、ICTを中心とした新技術導入の契機拡大という、プラスの側面を積極的に評価すべきであろう。

7. 総合的・横断的部署の設置

意見（II-7）
アセツトマネジメントの観点から、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが望まれる。

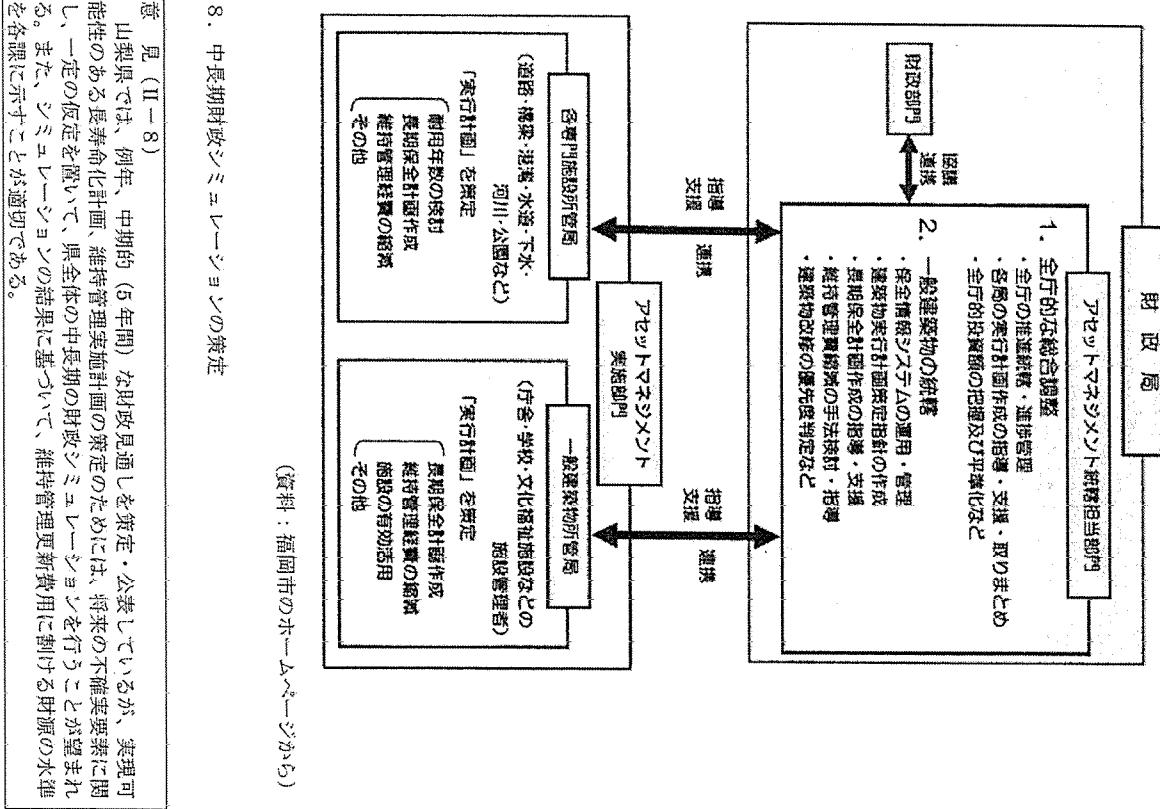
限られた財政の中で効率的・効果的に社会資本を維持管理・更新していくためには、各課所管施設の状況を把握し、各所管部署との連系・支援、財政部門との予算付けの調整を、権限を持って実施する専門部署（例えば、アセツトマネジメント推進部）を設置する必要がある。

ただし、インフラ資産と公共施設では公共サービスの性格が異なる。インフラ資産（道路、橋梁、トンネル等）は文字通り、社会基盤となる施設であり、利用者の多寡によらず公共サービスを提供し続けなければならない。一方で、公共施設（庁舎、公営住宅、社会福祉施設、学校等）は、人口減少の地域社会にあっては統合（集約・複合）や、民間事業者が代替可能な施設に関しては民間への売却も選択肢となり得る。しかも、神奈川県の維持管理・更新コストの将来推計に示されているように、一般的にインフラ資産に比べて公共施設のコストは急激に増大していくと考えられている。そのため、特に公施設では性格が異なるため、組織を別々に作る場合と、別々に作ってその上に統合する組織を作るケースが考えられる。青森県が前者の例である。福岡市は後者の例であり、インフラ資産と公共施設を一体に管理する専門部署「アセツトマネジメント推進部」を設置している（表II-13、図II-14）。

表II-13 自治体のアセツトマネジメント関連組織

自治体	部署名	対象施設
青森県	県土整備部道路課・橋梁アセツト推進チーム アセツトマネジメント推進チーム 総務部財産管理課	橋梁
福岡市	アセツトマネジメント推進部	各専門施設（インフラ資産） 一般建築物（公共施設）

図II-14 福岡市のアセットマネジメント組織



前述のとおり、アセットアセットマネジメントにおいては、現有資産の実態把握後に、長寿命化計画や維持管理実施計画を策定することとされている。その際、考慮しなければならない事項は財源である。将来的には人口減少により歳入の大きな増加は見込めず、維持管理更新費用以外にも高齢化による社会保険費等の他の歳出の増加が予想されている。そのため、単に将来の維持管理更新費用を見積もるだけでは、財源が不足し、長寿命化計画や維持管理実施計画が実現不可能な計画となる可能性がある。

現在、県は5年間の中長期的な財政見通しを策定し、例年2月に「山梨県財政の中長期見通し」として公表しているが、それ以上の期間にわたる財政見通しは策定していない。これでは、各課が長寿命化計画や維持管理実施計画を策定しても、財源の見通しが不透明であるため、実現可能性を判断することは不可能である。長期的な見通しを策定するには、知事の任期終了による県の方針の変更や、國の方針の動向等、不確実な要素が多いのも確かである。そのため、予測される一連の仮定を置きながら、県全体の収入と歳出に係る中長期的財政シミュレーションを行うことが適切である。当該シミュレーションにより、維持管理更新費用に割ける財源の水準が判明するため、各課はこの財源見通しを受け、実現可能性を持つた長寿命化計画や維持管理実施計画の策定を行うことができる。また、判明した財源見通しでは資産の維持更新が困難になる見込みであれば、さらに抜本的な財源確保を検討する、または、資産の集約化、廃止等も含めた抜本的な長寿命化計画や維持管理実施計画の策定を行う等のマネジメントを行うことで、実現可能性を持つた長寿命化計画や維持管理実施計画の策定が可能となる。

したがって、実現可能性を持った長寿命化計画や維持管理実施計画を策定するためには、県全体の中長期の財政シミュレーションを行い、シミュレーションの結果に基づいて、維持管理更新費用に割ける財源の水準を各課に示すことが重要である。

例えば、大阪市は、将来世代に負担を先送りしないため、不用地等売却代、財政調整基金などの「捕てん財源に依存」するのではなく、「収入の範囲内で予算を組む」ことを原則とし、市政の抜本的改革を進め、「通常収支（単年度）の均衡」を目指すこととしている。そのため、今後10年間の財政収支を一定の仮定により試算することで、通常収支（単年度）の均衡のために必要となる収支改善の目安を示している。

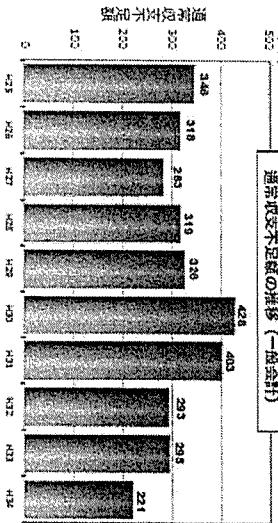
市税は「経済財政の中長期試算」(平成 24 年 1 月 内閣府)で示された慎重シナリオの指標により試算。地方消費税増税の影響は織込まない。
人件費は、平成 25 年度当初予算に反映した給料カット、退職手当支給水準の見直しなどを織込む。

8. 中長期財政シミュレーションの策定

山梨県では、例年、中期的（5年間）な財政見通しを策定・公表しているが、実現可能性のある長寿命化計画・維持管理実施計画の策定のために、将来の不確実要素に關し、一定の仮定を置いて、県全体の中長期の財政シミュレーションを行うことが望まれる。また、シミュレーションの結果に基づいて、維持管理更新費用に割ける財源の水準を各課に示すことが適切である。

図 II-15 通常収支（収支不足）の状況とその対応（大阪市）

通常収支（収支不足）の状況とその対応



○通常収支（単年度）の均衡に向け、引き続き財政改革プランや府・市による
広域行政・二重行政の一元化を着実に実現していくとともに、要なる自律的な
改革に取り組み、補てん財源に依存せず、収入の範囲内で予算を組むことを
目指し、持続可能な財政構造の構築を図る必要がある。

（出典：大阪市のホームページから）

9. 予算編成に関するワークフローの明確化及び優先順位指標の設定

意見（II-9）

アセットマネジメントを効果的に運用するためには、各部署が財政部門に対して予算
要望する際のワークフローを明確にしておき、これを確実に実践することが必須であ
る。そのなかで、各部署において予算要望に優先順位を付けるための指標（同一資産、
施設間、異なる資産・施設間）を整備することが望まれる。さらに、予算要求の根拠、
財政当局の査定の結果をデータとして残し、当該年度に予算措置がされなかつた事業に
ついでは、次年度以降に再検討することが望まれる。また、こうした一連のワークフロ
ーを、文書に残しておくことも必要である。

クフローは下記のとおりである。

- ① 点検結果等を基にしたインフラ資産、公共施設の状態把握
- ② 中長期計画（長寿命化実施計画、あるいは維持管理実施計画等）と①の結果との
整合を調整する（必要に応じて、計画を実態に合わせて修正する）

- ③ 橋梁、公営住宅等、同一資産・施設の間でトレードオフを踏まえた維持補修工事
の優先順位付けを行う（そのために、予め同一資産・施設間の優先順位を評価す
るために指標を整備しておくこと）
- ④ 部署によっては、異なる資産・施設（道路管理課における橋梁とトンネル、營繕
課における県営住宅と学校）の間でトレードオフを踏まえた維持補修工事の優先
順位付けを行う（そのために、予め異なる資産・施設間の優先順位を評価するた
めの指標を整備しておくこと）

- ⑤ 財政部門に予算要求する

- ⑥ 予算措置がされたなかった事業の翌年度での実施を検討する（→①へ）

現状では、各部署とも上記の一連のワークフローが明確化・艾著化されている状況には至っていない。特に、③、④の段階における優先順位付けのための指標が整備されて
いる部署はない。各インフラ資産、公共施設の特質に相応しい指標を整備して、優先順
位の決定に関する根拠を明確にしておくことは、限られた財源を効果的・効率的に活用
するために重要であるだけでなく、効果的・効率的活用が実践されていることを内外に
示すためにも重要な（各部署における予算編成、全局的な予算折衝、住民への説明、
など）。そのため、一連の作業の内容を文書・データで保存しておくことが必要である。
また、職員が数年単位で部署を異動するという事情を勘案すれば、このような文書等の
保存は、業務の円滑な引き継ぎに大きく寄与するものであり、この点からも必要性は高
い。

なお、優先順位付けの際に考慮すべき指標として一般的に考えられる項目を以下に示
した。

公共施設	インフラ資産
耐震性の状態	構造、機能面の状態
危険箇所の程度	対策工事の緊急性
法的な必要性	資産の規模
バリエフリーハイ	資産の代替性
省エネ、環境対策	対策工事実施による効果

10. 台帳の適切な入力

山梨県の予算編成に関しては、現状においても、一定の内部手続が定められており、
これに従って予算が編成されている。しかし、現状の予算編成手続は、アセットマネジ
メントが意識されたものではない。そこで、アセットマネジメントに着目して、特に留
意すべき事項を以下に記載する。

各部署が財政部門に対してインフラ資産、または公共施設の維持補修工事の予算要望
をする場合において、アセットマネジメントを有効に機能させるために実践すべきワ
ークフローは下記のとおりである。

山梨県の公有財産は、すべて公有財産台帳に記録され、異動等が生じた場合には、速
速なく適切に当該台帳の情報を更新することとされている。従って、公有財産台帳は、

県の財産の状況を把握するための重要な書類といえる。また、公表する財務書類の作成においては、公有財産台帳のデータを使用して儀料計算などを実行している。

このよう公有財産台帳の重要性を踏まえ、その運用状況を確かめるために、公有財産台帳の閲覧、関連書類との照合、関係者への質問などを実施した。以下に、その結果を記載する。

(1) 公有財産台帳のデータ

公有財産台帳の整備について（通知）（総務部長通知 平成15年4月1日付 管3第4・21号）（以下「総務部長通知」という。）と公有財産台帳の建物の資産データを参照した結果を記載する。

① 取得価格

意見(II-10-(1)(1))

建物の増築、改築が行われた場合の取扱いとして、総務部長通知では、「取得価格」の見直しが行われていない。公有財産台帳では「取得価格」の見直しが行われていない。「建物価格」の見直しは行われており、これと同様に、「取得価格」にも、増築、改築の実態を反映させることが望まれる。

取得価格は、総務部長通知の「4 各台帳別記載事項 (3) 建物明細 ②明細の内容 ウ 取得価格」に「3 公有財産台帳の記載 (12) 公有財産台帳登録価格」であるとしている。また、総務部長通知の「(13) 公有財産登録価格 ⑧工事に係る場合 ウ 改築」では、改築した場合の新公有財産台帳登録価格が新しい取得価格を規定している。また、総務部長通知の「(14) 公有財産台帳登録価格の改定」について価格改定を規定している。これらの規定から、取得価格は、公有財産登録価格であり、増築または改築した場合は、『改築に要した費用+旧台帳価格』の結果が新しい取得価格と解釈できる。

- 公有財産台帳の整備について（通知）（総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第4-21号）（抜粋）
 - 3 公有財産台帳の記載（各台帳に共通する記載事項）
 - (13) 公有財産台帳登録価格
 - ⑧ 工事に係る場合
 - ウ 改築
 - (7) 隅存の建物の一部を撤去して、構造・用途・規模の著しく異なる

ない建物を造る場合
新公有財産台帳登録価格=改築に要した費用（建物の価値の増加に伴う費用等を控除）+旧台帳価格×（改築しない部分の面積／改築前の床面積）

(14) 公有財産台帳登録価格の改定

公有財産事務取扱規則第48条第1項の規定に基づき、5年ごとにその年の3月31日現在において公有財産を評価し改定するものとする。
公有財産台帳登録価格改定は、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定に影響するため、複数年にわたり許可する場合は、できるだけ使用料の定期限を改定年度末に合わせるようにするものとする。

なお、前回の公有財産台帳登録価格改定は、平成14年3月31日において実施している。

4 各台帳別記載事項

(3) 建物明細

② 明細の内容

ウ 取得価格

3 公有財産台帳の記載（各台帳に共通する記載事項）(12)公有財産台帳登録価格に基づき記載するものとする。

公有財産台帳（建物明細）には、取得価格の他に、価格改定後の建物価格があり、建物に改築を行った場合、異動増減には価格改定、改築、増築の履歴が記載されている。改築した費用は建物価格に加味され、価格改定の対象となるが、取得価格に反映されない。

例：建物名称：部室◆2（旧柔道場） 口座名：巨摩高等学校

大正14年に取得価格が3千円で新築し、平成元年に改築を行い、改築費用が5,322千円かかり、建物価格が5,407千円となつたが、取得価格は3千円のままである。

財政課は管財課から、公有財産管理システムからエクスポートした公有財産データの提供を受け、資産評価、減価償却費の計算を行っている。大正14年に取得価格が3千円で新築し、耐用年数が60年の建物としている。改築が行われた場合に建物価格は改築費用は加味されるが、資産評価、減価償却費の計算の基となる取得価格に反映されないため、当初取得時の取得価格で資産評価、減価償却費の計算を行っている。

② 耐用年数

意見(II-10-(1)-(2))
建物によっては、耐用年数経過後も建物を継続して使用する場合が想定される。耐用年数を超過した建物に対して増築又は改築を行った場合、当該増築又は改築に対する支出(資本的支出)に対して耐用年数の見直しが行われていない。
耐用年数を超過した建物に対する耐用年数の見直しについて、総務部長通知に記載を追加することが望まれる。

総務部長通知の「3 公有財産台帳の記載 (1.5) 耐用年数」で増築又は改築の場合の耐用年数の見直しについて規定している。そこでは、耐用年数は、増築又は改築を行った部分の床面積の割合で見直しを行うと規定されている。しかし、耐用年数経過後も使用を継続している建物の場合、耐用年数の見直しに関する規定がない。

公有財産台帳の整備について(通知)(総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第4-21号) (抜粋)

3 公有財産台帳の記載(各台帳に共通する記載事項)

(15) 耐用年数

① 増築又は改築を行った建物の耐用年数は、次のとおりとする。

ア 増築又は改築後の総床面積に対する、増築又は改築を行った部分の床面積の割合(以下「総床面積に対する割合」という。)が5割を超えた場合、用途及び構造は、増築又は改築部分の用途、構造に変更し、耐用年数は、新築した場合と同様に設定するものとする。
イ 総床面積に対する割合が3割以上5割以下の場合、用途及び構造の変更はないものとし、耐用年数は残存年数に経過年数の3割を合算して得た年数とする。

ウ 総床面積に対する割合が3割未満の場合は、用途及び構造並びに耐用年数の変更はないものとする。

エ 経過年数を計算する場合において、1年末満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

耐用年数経過後も使用を継続している建物に関して、資本的支出(資産の使用可能期間を延長させたり、機能や価値を高めたりする支出)が発生した場合、価格改定、減価償却の対象とならない。そのため、価格は増築または改築した費用を加味した価格が設定されたまま変更されない。当該支出による効果等を耐用年数に反映させ、適切に時価評価の価格の設定、減価償却費の償却を行うために、耐用年数の再設定の規則を設ける等の見直しを行うことが望まれる。

意見(II-10-(1)-(3))
耐用年数経過後の建物に増築又は改築を行った場合、増築又は改築に要した支出が建物価格としてそのまま繰り算されており、価格改定が行われていない。即ち、増築、または改築した建物に対する価格改定の規定がなく、価格改定が行われていない。そのため、売り扱う場合には、時価評価の価格とかけ離れた価格となってしまう。耐用年数経過後も使用を継続している建物に関して、増築または改築に関する価格改定の規則を制定することが望まれる。

価格改定は、5年ごとに実施されているが、耐用年数が過ぎた建物には価格改定が行わらない。価格は売り扱う時に使用する時価評価の価格である。耐用年数経過後に増築、または改築した建物に対する価格改定の規定がなく、価格改定が行われていない。即ち、増築、または改築に要した支出がそのまま建物価格として加味され、承認される。そのため、売り扱う場合には、時価評価の価格とかけ離れた価格となってしまう。耐用年数経過後も使用を継続している建物に関して、増築または改築に関する価格改定の規則を制定することが望まれる。

例: 建物名称: 部室◆2(旧柔道場) 口座名: 巨摩高等学校
耐用年数が昭和59年に来ており、平成元年に改築したが、その時点での建物価格が5,407千円で、平成24年度末においても5,407千円のままであり、価格改定が行われていない。

(2) 公有財産の資産番号

意見(II-10-(2))
公有財産台帳の各資産には、名称、種目、取得日、取得価格、所在地、用途、主務課等の情報はあるが、資産番号はない。資産番号は、資産を個別に特定するために必要な項目である。また、資産の査定を行なう場合には、台帳との整合性を検証するためにも必要な項目である。
資産番号制度を導入し、資産には資産番号を添付することが望まれる。

現在の公有財産管理システムの資産には、名称、種目、取得日、取得価格、所在地、用途、主務課等の情報はあるが、資産番号は付与されていない。業務上は、名称、取得価格、所在地等で個々の資産を特定するという運用がされている。そのため、公有財

産管理システムに同一の名称が登録された場合には、個々の資産を特定することができない場合が想定される。特に、同一名称、同一価格の公有財産が2つ以上登録された場合は、特定がより困難であると想定される。また、現在は実施されていないが、公有財産の棚卸し（実在性の確認）を行うことになった場合には、資産を個別に特定するためには資産番号が必要な項目である。資産に対して資産番号を付与するとともに、資産番号シールが貼付可能な資産については、資産番号シールを貼付して公有財産の所在が分かるように管理することが望まれる。

(3) 公有財産管理システムへのデータ入力の正確性・適時性

意見(II-10-(3)(①))

公有財産台帳は、現状の規則等に従って情報が登録されれば、基本的には、登録漏れ、登録情報の誤りは、生じないものと思われる。しかし、公有財産台帳（データ）を閲覧したこと、「軽微な運用不備」というレベルを超えた報告漏れが生じていることが判明した。総務部長通知では、取扱及び異動が発生した際にはその都度速やかに公有財産移動報告書を総務部長に提出することされている。なお、年1回、各部署により公有財産台帳の内容確認が実施されるが、これは日常的な業務を補完する位置づけで実施されるものであり、第一次的には、日常的な業務が適切に運用されることが重要である。報告漏れが発生する根本的な原因を分析し、公有財産台帳が適時・適切に作成されるよう、対策を講じることが望まれる。

指摘(II-10-(3)(②))

公有財産台帳の一部を閲覧したところ、下記の誤りについて、訂正されていないことが判明した。

主務名称：総務部防災危機管理課

口座名称：防災備蓄倉庫（北巨摩合同庁舎）

建物名称：防災備蓄倉庫

期中建物価格：(課) 861,784千円→(正) 861千円

なお、当該事項は公有財産台帳の網羅的な点検により発見された事項ではなく、公有財産台帳の一部閲覧により判明した事項である。従って、上記以外にも同様の例が存在する可能性がある。公有財産台帳の定期的・内容確認の運用状況が適切であるかを確認すべきである。

公有財産台帳への情報の登録については、下記の定めに従い、該当する財産を所管部署にて異動報告書を作成し、当該部署の責任者を経て、管財課に提出され、管財課にて公有財産管理システムに情報が登録される。（なお、学校施設課、警察本部会計課が所管する財産はそれぞれの課で登録される。）

山梨県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（移動報告）

第50条 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について、増減又は移動（次項に規定するものを除く。）のあったときは、直ちに第11号様式の公有財産移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。

当該規則に定める移動報告書に関しては、異動が生じた都度速やかに提出すること、正確に公有財産台帳への記載すべきことが、総務部長から通知されている。

公有財産台帳の整備について（通知）（総務部長通知 平成15年4月1日付、管3第4-21号）（抜粋）

6 公有財産台帳記載上の留意事項

(1) 公有財産台帳は、公有財産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うために備えるものであるから、課長及びかい長は、公有財産に取得、処分等の移動が生じた場合は、その都度速やかに公有財産台帳に記載するとともに、総務部長へ公有財産移動報告書を提出するものとする。

(2) 公有財産台帳の記載にあたっては、公有財産の異動が生じた原因となる関係書類及び図面等と公有財産の現状とを確認の上、正確に誤りのないようにするものとする。

また、管財課での情報入力の正確性を点検する目的で、年1回、各所管部署による公有財産台帳の内容確認を実施している。

公有財産台帳等の整備に係る各所属長の業務について（通知）（総務部管財課長）（平成20年12月11日）（管 第3434号）（抜粋）

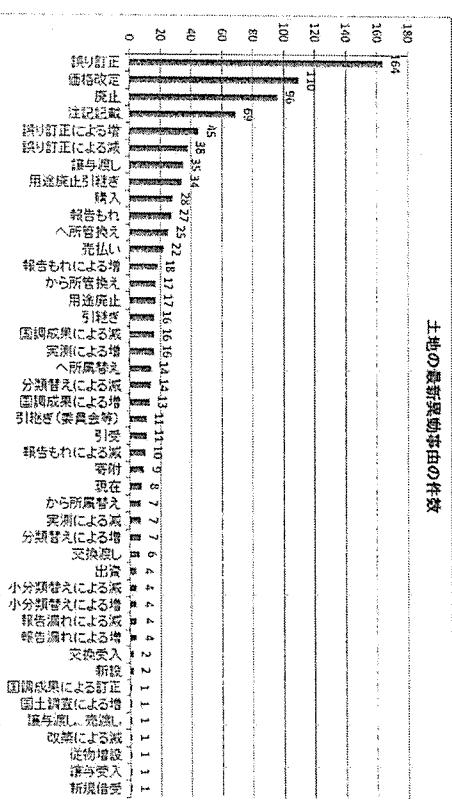
2. 公有財産台帳の確認
管財課では、各所属から提出された移動報告書の内容を公有財産管理システムに入力し、毎年一回、公有財産台帳を職員ポータル上で更新します。
更新が行われた後は、直ちに管財課から内容確認の依頼通知を送付しますので、移動報告の内容が正しく入力されているかの確認をお願いします。

こうした運用が適切になされている限り、公有財産台帳は、適切に公有財産の情報を記録しているものと考えられる。これを確認するべく、公有財産台帳の作成機能を果たす公有財産管理システムから資産データ入手し、資産データの検証を実施した。

公有財産管理システムの資産データを閲覧したところ、「最新異動事由」に、『誤り訂正』『報告漏れ』という記載が散見された。誤った資産データが登録されていたケース、

資産データが登録されていなかつたケースが少なからず発生しているものと推察される。以下に、土地及び建物について、それぞれの「最新異動事由」を集計した結果を示す。(土地: 図II-16, II-17) (建物: 図II-18, II-19)

図 II-16 土地の最新異動事由の件数



(云貴川廣西之大) 云川土地的興盛

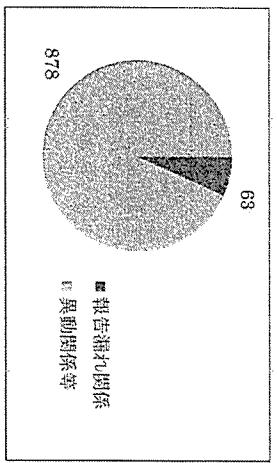
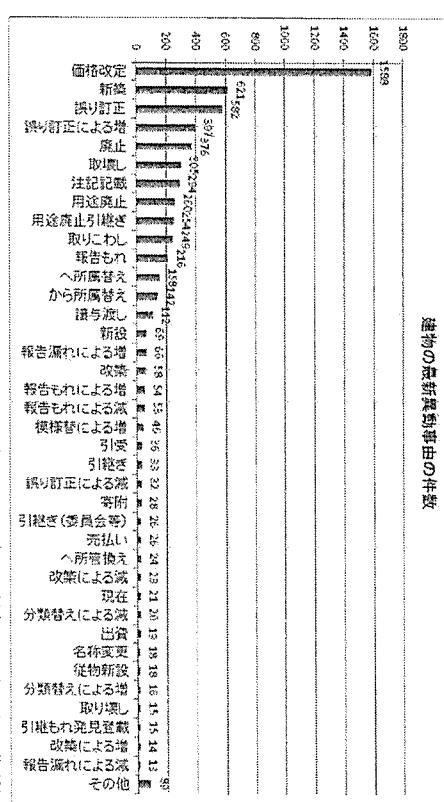


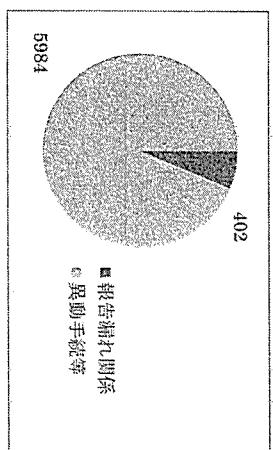
図11-17 地の最新実動事例の報告編成の構造

(図II-16の集計データを分類して作成)

図 II-18 建物の最新異動事由の件数



図II-19 建物の最新異動事由の報告漏れの割合



(図II-18の集計データを分類して作成)

『誤り訂正』は公有財産台帳の情報を更新したことによるものが多く、必ずしも事務処理の不備を示すものではない。

県の保有する公有財産を適時に把握するという観点からは改善が期待されるところであります。全体の累積件数に占める15年間で『報告漏れ』となった累積件数の割合は、土地に関しては7%、建物に関しては6%である。本来、前述の規則等に従って運用されていれば、ほとんど発生しないはずである。

規則等の運用状況を点検し、報告漏れ、訂正報告等の公有財産を適時に正確に登録されなかつた可能性のある項目に関して、根本的な原因を分析し、公有財産台帳が適時・

適切に作成されるよう、登録データの精度を向上させるための対応を実施すべきである。こうした不備は人的な作業が介在することが原因である場合もある。その場合、財務会計システムの支出情報（公有財産の取得に関する支出情報）が公有財産管理システムへ人手を介さず自動送される仕組み、即ち、システム間連携の仕組みが防止策として機能する場合がある。また、山梨県公有財産評価要領では、時価倍率、耐用年数、残存率、残存価格表の係数を考慮して価格改定を実施する旨が定められているが、公有財産管理システムの機能追加により計算の自動化が図れる可能性がある。システムを活用して、情報の適時性・正確性、業務の有効性・効率性を果たすことができる場合もあるため、幅広く対応策を検討することが望まされる。

また、建物の資産データの検証の過程で、下記の誤りが検出された。

主務名称：総務部防災危機管理課
口座名称：防災備蓄倉庫（北巨摩合同庁舎）
建物名称：防災備蓄倉庫
期中建物価格：（誤）861,784千円 → （正）861千円

本発見事項は、登録金額単位の単純な誤りであると推察されるが（公有財産台帳は千円単位で入力されるところ円単位で入力されていた）、公有財産台帳の一部のみの閲覧により判明した事項であり、上記以外にも同様の例が存在する可能性がある。

前述のとおり、公有財産に関しては、異動時のルールが定められているだけでなく、定期的な点検もルールとして定められている。本発見事項は、この点檢によつてもなお発見されなかつた誤りと言える。

公有財産台帳の定期的・内容確認の運用状況が適切であるかを確認すべきである。

(4) 各所管部署における公有財産台帳の登録等に関する発見事項

公有財産台帳への入力に関して、一般的な現状を（4）で記述しているが、別途、一部の公有財産所管部署において、公有財産台帳のサンプルテストを実施した。以下に、所管部署ごとに内容を記載するが、あくまでサンプルテストの結果であり、同種の事項は、該当部署以外にも含まれている可能性がある。そのため、該当部署以外においても、十分に留意されたい。

① 総務部管財課（内部研修用データ）

意 見 (II-10-(4)) ①)	公有財産管理システムの資産データに、内部研修用のダミーデータの形跡が確認され
--------------------	--

た。データ消去漏れなど正式な公有財産台帳に影響する可能性があるため、別途研修用の環境を整えて対応することが望ましい。

公有財産管理システムの資産データの一部を閲覧したところ、担当者研修用のデータの履歴が確認された（表II-20）。

このデータの最新異動自由は「廃止」となっており財務諸表等に影響を与えていないものの、異動処理（廃止処理）を失念するなど公有財産台帳に誤った情報が掲載される危険があるため、正式な公有財産管理システムに研修用データを残すことではなく、別途研修用の公有財産台帳等で行うのが望ましい。

表II-20 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	用途名稱	口座名稱	異動更新日 (年月日)	最新異動日 (年月日)	取扱業 名稱	建物 名稱	建物 種類
総務部	宅地更地	旧北巨摩振興事務所 所長公金收地	2011/04/01	廃止	1,400	ダミー	備註

② 県土整備部建築住宅課（公有資産台帳への登録漏れ）

指 摘 (II-10-(4)) ②)

指 完成年月日が帰属する年度の翌年度に公有財産台帳の異動更新がされている建物が検出された。明確な原因は不明であるが、部門間の書類の受け渡しの不備、公有財産台帳の定期確認の不備が認められるため、改善が必要である。

公有財産台帳に掲載されている建物に、完成年月日が帰属する年度の翌年度に異動更新されているものが検出された（表II-21）。これらに關し、県土整備部建築住宅課に質問したところ、年度内に総務部管財課に報告を行つたとのことであった。一方、総務部管財課においては、台帳登録に必要な書類が見あらないため、登録を行うことができなかつたことであった。

年度内に登録ができなかつた原因は不明であるが、少なくとも、部門間の登録関係書類の受け渡しに不備があつたことが認められる。また、年1回の公有資産台帳の内容確認が十分に実施されていなかつたことが認められる。規則等に従つて、適切に公有財産台帳への登録を行つべきである。

表II-21 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	異動更新日 (年月日)	取扱業 名稱	建物名稱	期中該 建物額	完成年月日	検査済書 類提出日
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,989	県営住宅白根町地 10号館	1,342	2011/01/11	2011/01/13

主務名前	異動更新日 (年月日)	取扱 価格	建物名稱	期中残 建物面積	検査済書 完税年月日	検査済書 登録印
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,989	県営住宅白根園地 8号館	1,342	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,471	県営住宅白根園地 6号館	1,561	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,471	県営住宅白根園地 5号館	1,561	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,266	県営住宅白根園地 2号館	1,544	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	2,256	県営住宅白根園地 1号館	1,544	2011/10/11	2011/10/13
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	4,568	谷村团地3号館	2,725	2011/10/20	2011/10/25
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	3,235	谷村团地2号館	2,381	2011/10/20	2011/10/25
県土整備部 建築住宅課	2012/04/01	3,235	谷村团地1号館	2,381	2011/10/20	2011/10/25

③ 教育庁学校施設課（寄附書類の入手漏れ）

指 摘 (II-1-0-(4)③)

「山梨県公有財産事務取扱規則」では、寄附により取得した資産は寄附者から提出された書類をもって公有財産台帳に登録するが定められているが、当該書類に基づかず登録されている建物が提出された。

結果的には、適時に公有財産台帳に掲載されたと考えるが、定められた規則が遵守されよう、事前に寄附者への働きかけを行うべきであった。

主務名前	用途名前	日程名前	異動更新日 (年月日)	最終 取扱 価格	建物名稱	期中残 建物面積
教育庁	公共用財産	甲府市立	2013/01/21	寄附	160,526	文化創造館
学校施設課	高等学校	甲府市立	2013/01/21	寄附	47,380	西館 (旧家庭教育科教室)
教育庁	高等学校	高梁学校	2013/01/21	寄附		3,375
学校施設課	高梁学校					

山梨県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（台帳の登録事項）

第四十二条 公有財産台帳は、その区分及び項目ごとにこれを調整し、必要な事項を登録しなければならない。

2 前項の登録事項は、次の記述書類によりこれをしなければならない。

一 購入、交換、譲与又は売却に係るものは、その契約書及び譲り受け書類

二 寄附に係るものは、寄附者から提出した書類

三 所管換え又は所属替えに係るものは、その引継書

四 行政財産の用途を変更し、経営部長に引き継いだものは、その引継書

五 建物等の新築、増築、改築、新設、増設、移築等で請負工事に係るものは、その契約書及び工事関係書類

六 財産の滅失、損傷その他前各号に掲げるもの以外のものについては、その関係書類

④ 教育庁学校施設課（譲与による土地の計上漏れ）

指 摘 (II-1-0-(4)④)

「山梨県公有財産事務取扱要領」によれば、譲与により取得した土地は、適正な時価額で公有財産台帳に登録されるべきであるが、登録されていない土地が検出された。

規則等に従い、適切に公有財産台帳に登録すべきである。

譲与により取得した土地に、公有財産台帳に掲載されていないものが検出された（表II-23）。

「山梨県公有財産事務取扱規則」第42条2項2号によれば「寄附に係るものは、寄附者から提出した書類をもって公有財産台帳に登録しなければならないとされており、規則に沿った処理がなされていない。公有財産台帳への登録は適時にされているが、予め寄附により取得することを承知していたのであれば、寄附關係書類を適時に作成・提出するよう寄附者に働きかけるなど、規則が遵守されるような対応をすべきであった。

「山梨県公有財産事務取扱規則」に則り、譲与分も適正な評価額で計上すべきである。

表II-23 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	最新 異動事由	土地取得日	口座名稱	土地 面積	土地 価格	土地台帳
教育庁 学校施設課	譲与受入	2013/02/18	谷村工業 高等学校	671.23	12,392	平成25年2月18日 都留 市より譲与受入および購入 (671.23 m ² のうち譲与受入 185.25 m ² 、購入485.98 m ²)

山梨県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（台帳登録価格）

第四十五条 公有財産台帳に登録すべき公有財産の価格は、次の各号に掲げるものによらなければならない。

- 一 購入に係るものは、購入価格
- 二 交換に係るものは、交換当時における評定価格
- 三 収用に係るものは、補償価格
- 四 株券については、払込金額のあるものはその額
- 五 出資による権利については、出資金額
- 六 前各号に掲げるもの以外のものについては、適正な時価額

⑤ 教育庁学校施設課（異動報告の提出漏れ）

指摘（II-10-(4)(5)

公有財産に異動が生じた際には、異動報告書の作成・提出が求められているが、提出遅延及びこれに伴う公有財産台帳漏記が検出された。
「山梨県公有財産事務取扱規則」の周知が不十分であることが原因であるため、改めて周知すべきである。また、年1回の公有財産台帳の内容確認が適切に実施されていない可能性もあるため、改めて運用を徹底すべきである。

担当者が規則等を十分に理解していなかったことを原因にした台帳作成手続の不備が検出された。具体的に、異動報告書の提出遅延が検出された。（表II-24、表II-25）。表II-24は、正門外灯の取得が異動報告書によって報告されるべき事項であるところ、これを理解していなかつたために生じたものである。また、表II-25は、資産の処分が異動報告書によって報告されるべき事項であるところ、これを理解していなかつたために生じたものである。なお、用途変更報告はなされていたとのことである。いずれの検出事項も公有財産台帳への反映が遅れ、年度を超えて登録されている。

「山梨県公有財産事務取扱規則」の定め（公有財産の異動は異動報告書によって報告される）を周知徹底すべきである。また、当該事項は、年1回の公有財産台帳の内容確認によっても検出されなかつた。各所管課における内容確認がどのように実施されてい

るかを確認し、改めて実効性ある運用がなされるよう、徹底すべきである。

表II-24 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	用途名稱	口座名稱	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物 取得日	取得 価格	工作物 種目名稱
教育庁 学校施設課	公共用財産 高等学校	山梨高専 学校	2012/11/3	報告もれ	2011/2/2	474	照明装置

表II-25 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	用途名稱	口座名稱	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	用途 終止日	取得 価格	工作物 種目名稱
教育庁 学校施設課	公用財産 高等学校	甲府南高 学校	2012/1/10	報告もれ	2006/1/29	3,63	カーポ及びガ

山梨県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（移動報告）

第50条 課長及びかい長は、その管理に属する公有財産について、増減又は移動（次項に規定するものを除く。）のあったときは、直ちに第11号様式の公有財産移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。

⑥ 警察本部会計課（担当者間の引継漏れ）

意見（II-10-(4)(6))

公有財産管理システムの資産データに、本来計上されるべき年度と異なる年度に計上されている固定資産が確認された。大月警察署都留分庁舎については當管課での引継漏れによるものであり、引継漏れが生じない方策を検討することが望ましい。

表II-26の固定資産については、本来工作物取得日に計上されるべきものであるが、担当者の引継漏れにより計上されるべき年度に計上されていなかつた。「富士吉田地区独身寮」及び「安全運転学校都留分校」については警察本部会計課での引継漏れであり、「大月警察署都留分庁舎」については當管課での引継漏れである。引継漏れを防止する方策を検討することが望ましい。

表II-26 公有財産台帳データから抜粋（単位：千円）

主務名稱	口座名稱	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物 取得日	取得 価格	工作物種目名稱
警察本部 会計課	富士吉田地区 独身寮	2013/03/29	引継もれ	2009/11/25	9,183	貯蔵

の正確性の向上と資産データの活用意識の向上が期待される。

公有財産管理システムのユーザーIDの登録、更新、削除の規則を制定し、公有財産を保有する課の特定の課員に付与して公有財産システムにデータを適時に入力できる仕組みを構築することが望まれる。

主務名称	口座名称	異動更新日 (年月日)	最新 異動事由	工作物取扱日	取扱価額	工作物種目名称
警察本部 会計課	大月警察署 部留分庁舎	2013/03/29	引越もれ 発見登載	2010/03/23	651	水道
警察本部 会計課	安全運転学校 部留分校	2013/03/29	引越もれ 発見登載	2010/03/23	5,160	水道・下水

(5) 資産データの各課での入力と承認

意見 (II-10-(5))

公有財産管理システムへの入力権限を有するユーザーIDは、管財課等、一部の部署にのみ付与されている。公有財産を所管する課に、入力権限を有するユーザーIDを付与することにより、迅速な入力、正確な入力、充実した点検、資産データの積極活用が期待できるため、検討することが望ましい。

公有財産管理システムのユーザーIDは、管財課、学校施設課、警察本部会計課に入力権限が付与されおり、管財課に参照権限が付与されている。学校施設課、警察会計課では、資産の取得又は除却等が生じた場合、異動報告書を作成し、自ら資産データの入力・更新を行っている。一方、その他の公有財産を所管する課では、異動報告書を作成し、管財課に提出している。管財課では、当該異動報告書に基づいて、システムへの入力・データ更新処理を行い、管財課で承認している。

異動報告が必ずしも適時に管財課に提出されないために、管財課が年度末に異動報告の提出を各課に周知し、取りまとめている。

(4)において、資産データの誤り訂正、報告漏れが散見される旨を記述しているが、資産を所管する課の多くが資産データの入力を自ら行っておらず、かつ公有財産台帳を活用した資産管理を行っていないため、正確な資産データを作成するという動機づけが低いという点も原因の一つであると考えられる。

公有財産を所管する各課において公有財産台帳の担当者を定め、当該担当者に情報入力権限を有するユーザーIDを付与することにより、自発的にかゝつ適時に公有財産管理システムにデータ入力することが可能になる。これは、公有財産を所管する課が責任を持って入力を行い、管財課が異動報告書等により入力情報を検証および承認を行うという体制、即ち、迅速な入力と充実した点検機能を兼ね備えた体制を構築することができることを意味する。結果として、適時に資産データの入力ができ、公有財産台帳は常に高い精度で最新の状態が保たれることになる。また、こうした体制は、公有財産を所管する課において、資産データに関する責任者意識の向上、それに伴う資産データ

意見 (II-11)

厳しい財政状況の中で、指定管理者制度、PPP手法を積極的に導入することによって、民間のノウハウを活用して公共サービスの質を上げつつ、維持管理費の削減を目指すことが望まれる。

財政難の自治体にとって、維持管理費等を一定の水準に抑えつつ、住民へ提供するサービスの品質を維持・向上させるためには、社会資本（公共施設、インフラ資産）の整備に民間の資本やノウハウを活用するPPP（Public Private Partnership＝官民連携）の導入が「待ったなし」の状況にある。一般的に、施設の所有者や双方のリスクの取り方の違いによって、表II-27に示すような多様な手法が考えられる。

1.1. 民間参入インセンティブの検討

表II-27 PPP手法の分類

民間活用手法	概要	施設所有	民間リスク
(直営公共事業)		公共	
(従来型業務委託)	公共セクターの管理下で業務の一部を民間事業者に委託する。指揮監督権は公共セクターにあり、民間事業者はサービス提供の正確性	公共	
创投的業務委託	公共セクターの監査・所有・運営・維持管理全般の責任を行政が負つかず、運営・維持管理に関する権限について、一体的に民間事業者に委託する方式。運営管理の観点、運営の点検・補修に関する社員立案、小規模な賃貸等も含む、業務コストは、行政が支拂う。サービス料を支拂う。サービス料の削減が可能になる。道路や上水道事業、工業用水事業等で活用が多い	公共	小
指定管理者制度	公共セクターやその外郭団体が保有する施設の管轄・運営、監利企業やNPO法人等に代行させることができる制度。委託ではなく、石垣現地の監査権。指定管理者は、公共セクターから指定管理者を受ける方法のままである。地方自治法第244条の2で規定されている	公共	
PFI	民間資金等を活用した公共施設の整備・運営・維持管理手法。PFI法(1999年施行)にのつづって長期の契約を締結する形態とされ、事業者がどいては、BOT方式、BOO方式がある。2011年4月に改めPFI法が全面で改定された	公共 または 民間	
BTO (Build Transfer Operate)	建設・資金調達を民間が担い、完成後は新規棟を公共セクターに移す。その後は一定期間、運営を同一の民間に委託する	公共	
BOT (Build Operate Transfer)	建設・資金調達を民間が担い、完成した施設を所有して運営する。契約期間終了後は、所有権を公共セクターに移す	民間 ↓ 公共	
BOO (Build Own Operate)	BOTの変型であり、運営の契約期間終了後も民間が施設を引き継ぐ	民間	
コンセッション方式	施設の所有権は公共セクターに譲りたまま、事業運営権を民間事業者に付与。民間が利用者料金を支払いとして契約期間中の収益・運営を担当する手法。改正新法にインフラ施設への導入が盛り込まれた。海外の有料道路で実績多い	公共	大
(完全民営化)	民営化された法人の形態として、特許法、特許法など、民間会社について、その相続法の準じ、商法上の一般法人となる(完全民営化)	民間	

現在、山梨県では53施設に指定管理者制度が適用されている。今回の外部監査対象施設は表II-28の通りである。

このうち、文化施設については、一般的に指定管理者制度が馴染みにくいという判断がされており、例ええば、美術館等では運営全般を指定管理者に委託するのではなく、施設等の維持管理、広報による利用促進(美術館等については、平成26年度からレストラン等飲食提供も含めて指定管理者に委託することが予定されている)など一部の業務に限定して委託している。

平成25年9月にオープンした山梨県防災歎息館には、PFI(Private Finance Initiative =民間資金を活用した社会资本整備)が導入されている。財政状況を考慮すると、さらに多様な展開を図っていく必要がある。

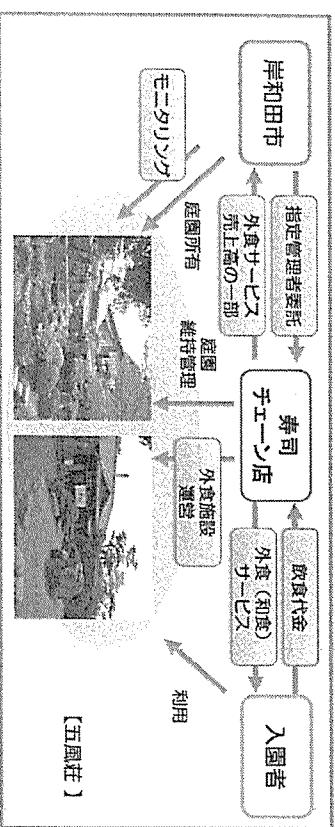
表II-28 山梨県で指定管理者制度が採用されている施設(外部監査対象部署)

管轄部署	施設名	導入年度	指定期間(年)	更新年度(年)	指定期間(年)
学術・文化財課	美術館 文学館 芸術の森公園	2009 2009 2009	5 5 5		
障害福祉課	青い鳥福祉センター「青い鳥成人寮」 青い鳥福祉センター「青い鳥成人寮」 あさひワーカーホーム 聴覚障害者情報センター あけぼの医療福祉センター成人寮 あゆみの家 育精福祉センター成人寮	2006 2006 2006 2006 2006 2006	10 10 10 3 5 5		
建築住宅課	特定公共賃貸住宅 準特産優良賃貸住宅	2006 2009	5 2年8月 2011	5 5	2011
社会教育課	八ヶ岳少年自然の家 なかいどみ青少年自然の里 ゆずねはら青少年少年の里 科学館 青少年センター 図書館	2006 2006 2006 2006 2006 2012	3 5 5 3 3 4年5月	2009 2011 2011 2009 2009	5 5 5 5 5

全国でも公共施設に対して、様々な手法によって官民連携が実践されている。例えば、岸和田市(大阪府)は岸和田城近くに市が所有する観光資源「五風荘」を有効活用するため、指定管理者制度を導入している(図II-29)。食文化発信の拠点とすることを基本方針に、契約期間を10年として指定管理者を公募した。指定管理者に選出された寿司チェーン店は、飲食サービスを提供することともに庭園と建物を維持管理し、売上高の一部を市に納める協定を市と結んだ。施設は、平成21年9月にオープンし、開店後、年間概ね13万人が「五風荘」を利用した。市は、維持管理費(年間2900万円)の削減に加え、「五風荘」売上の一部と駐車場代等が収入となり、文化財保護等に

活用できた。庭園の維持管理費が削減できた自治体、飲食事業が拡大した民間企業、施設でのサービス向上を享受できた市民と、3者がそれぞれにメリットを実現できた事例である。

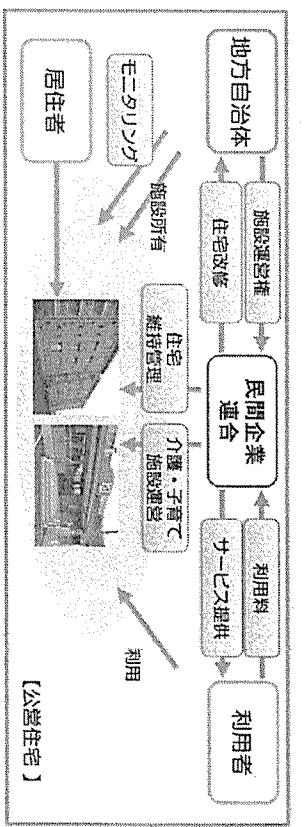
図II-29 岸和田市「五鳳荘」における指定管理者制度の構図



(資料:「指定管理者制度による文化財の活用」(岸和田市商工観光課)をもとに作成)

また、公営住宅においても同様のスキームが考えられる(図II-30)。自治体が、公営住宅と介護施設・子育て施設との一体的な運営を民間企業に委託するパターンである。期間は10~20年程度を想定する。民間企業は老朽化した共同住宅の改修費を負担し、敷地内の土地や住宅の一部を有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、子育て施設に貸し出し、それらの収益によって、改修費を回収する。民間企業連合が期間内の改修費用回収が難しい場合は、国の補助を受けたり、県が補助したりすることも考えられる。

図II-30 公営住宅と介護・子育て施設との連携



一方、山梨県では道路分野での指定管理者制度や包括的維持管理はまだ導入されてい

ない。今後、導入の可能性を検討すべきであろう。道路分野における維持管理の効率化や経費削減策として、全国でいくつかの自治体が維持管理業務の包括的委託や複数年契約を試行している。主な事例を表II-31に示す。

表II-31 道路維持管理の先進事例

地方自治体	内容
北海道清里町	町道313km／指定管理者制度
青森県	橋梁長寿化修繕計画対応
府中市(東京都)	総延長3,500mの道路維持管理を期間3年で一括発注
奈良県道路公社	第二阪奈有料道路
大阪市	港湾道路トンネル／指定管理者制度

(*) 府中市の例については、道路管理課の節で詳述する

12. 工法・効果・費用等の検討

意見(II-12)

防災拠点となるような重要な公共施設の新築・改修に際しては、耐震対策として免震・制振構造の採用を原則とすることが望まれる。また非構造部材の耐震性についても万全を期すことが望まれる。

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の教訓として、構造物や施設の躯体に損傷は生じなかったものの、建物内の付帯物、設備、非構造部材が損傷や被害を受け、BCP(事業継続計画)上、機能を十分に果たせない施設があったこと、長時間の揺れに対して建物内にいた居住者や施設利用者が不安感や恐怖感を抱いたことが挙げられる。

南海トラフ沿いの巨大地震の発生が危惧されるなかで、人々の生活や企業の継続的な活動を守るために、震災時にインフラ資産や公共施設が果たすべき役割は大きい。そのため、橋梁や停電等の重要構造物、防災拠点となる施設については、初期建設費が多少高くなってでも免震・制振技術の採用を第一に検討すべきだと考える。

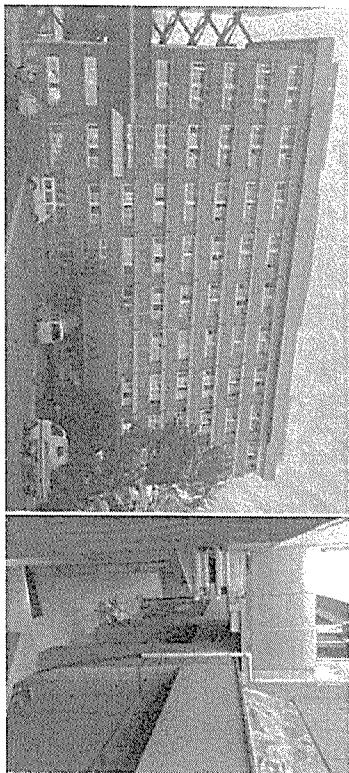
山梨県本庁舎は免震改修が施されている。最近は生徒に恐怖感を与えないために、学校にも免震構造を採用すべきとの意見もある。

東日本大震災では、非構造部材である天井材が落下して犠牲者を出した。平成25年8月に国土交通省から、特定天井の構造方法を定める告示が公布された。平成26年度に施行されれば、建物によっては耐震改修工事の努力義務が課されることや行政指導される可能性が考えられる。また、学校施設については、文部科学省で非構造部材の耐震対策が検討されている。特に体育馆は防災拠点としての重要度が高いため、照明等の吊り材の落下防止策を十分に検討すべきである。

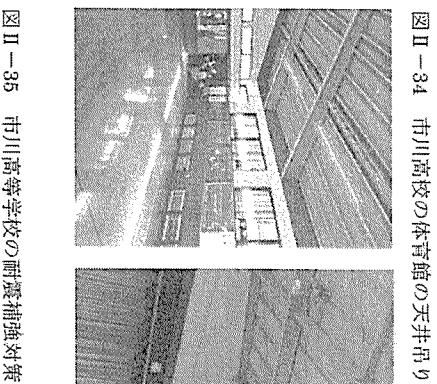
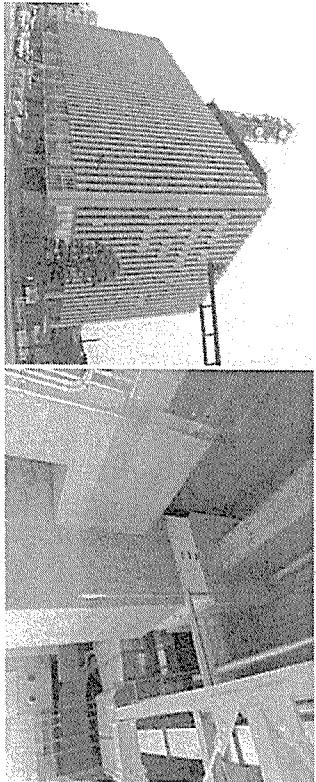
山梨県として、地震に対するより高い安全・安心を確保するために、建築基準法上の

最低レベルの耐震性を確保して構造躯体が強度的に持てばよいという考え方を脱却して、県民の不安感・恐怖感の回路、生活の維持、製造サプライチェーンの分断の回路といった安全・安心の質を高めることに注力すべきである。国土交通省の動き（想定すべき巨大地震の地震波の設定等）を見ながら、再度、県内のインフラ資産、公共施設が有すべき耐震性能について議論し、整備方針（耐震設計、耐震診断の基準）を決めるべきだと考える。

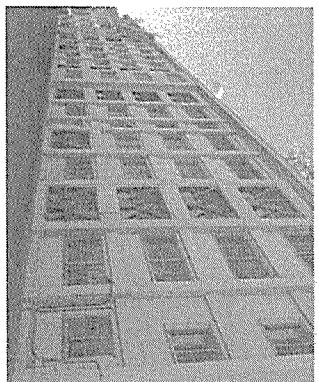
図II-32 平成14年に免震改修を実施した本庁舎本館と地階の免震部



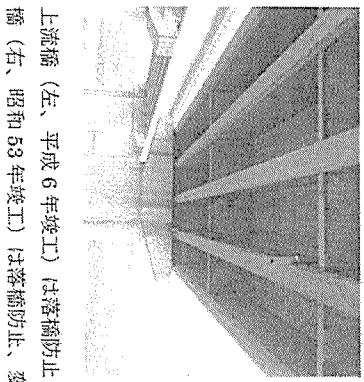
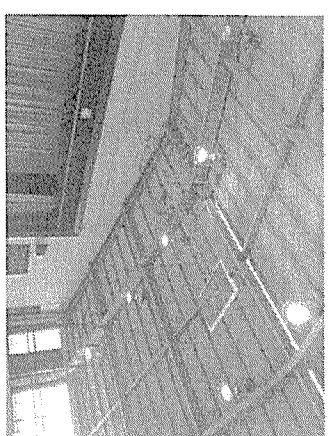
図II-33 山梨県防災新館の全景と地下駐車場の柱に設置された免震装置



図II-35 市川高等学校の耐震補強対策



図II-36 耐震補強を施す下曾根橋



上流橋（左、平成6年竣工）は落橋防止と変位制限の対策を平成24年度で終了。下流橋（右、昭和53年竣工）は落橋防止、変位制限、沓座拡幅を平成25年度から実施

1.3. 県の保有する財産についての全般的なリスクマネジメントについて

意見（II-1-3）

厳しい財政環境下で、県の保有する財産が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供するためには、その実現を抑制するリスクの洗い出し、優先順位の決定、対応策の検討、モニタリング、改善という体系的リスクマネジメント体制の整備が必要である。その中で最も大事なことは、網羅的にリスクを洗い出し、組織全体で順位付けをして取り組むことである。公有財産をあらゆる側面から見直し、縦割り組織を超えて、県全体で、リスクマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。リスクマネジメントの取り組みは、「アセットマネジメントシステム」とその目的が同じである。同じ目的の実現を、アセットマネジメントはリスクへの対応という観点から取り組むもので、リスクマネジメントはリスクへの対応という観点から取り組むものである。そのため、アセットマネジメント担当組織がリスクマネジメントという観点からも取り組みを行い、目的を実現する体制づくりが望ましい。

前述の通り、税収が減少化傾向にある経済環境下で、県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）（以下、「公有財産」）が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供することが山梨県の重大な使命である。その実現のために、その実現を抑制するリスクを網羅的に洗い出した上で優先順位を定め、対応策を検討し、その対応策が想定通りに機能しているかを確認し、改善を行うという体系的なリスクマネジメント体制の整備が必要である。しかし、山梨県においては公有財産にかかる体系的なリスクマネジメントは行われていない。

リスクマネジメントは、一般的に「組織の価値を維持・増大していくために、組織が運営を行っていく上で事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理する活動」と定義され、具体的には、リスクマネジメントに関する基本方針を策定し、以下の PDCA サイクルを実現していくことである。

Plan: 直面するリスクを洗い出してリスクに対する順位づけをする。

Do: 優先順位が高いとされたリスクに対して具体的な対策を講じる。

Check: 講じた対策が適切に行われていることを確認する。（モニタリング）

Action: モニタリングの結果不備のある点について是正・改善を行う。

このようなりスクマネジメントの取り組みを公有財産に関してあてはめると、Planにおいては、税収が減少化傾向にある経済環境下で、公有財産が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供することを阻害する要因を洗い出し、その発生可能性や影響度を検討して優先順位付けを行うことが必要である。

次に Do として、優先順位が高いとされたリスクから具体的な対策を講じる。対策としては通常、回避・低減・移転・受容の 4 種類が考えられ、優先順位が高いとされたリスクに対してどのような対策をとるか、その具体的な内容を含め決定し、それを具体的

なマニュアル等に反映して周知徹底する。

対策を決定するだけでなく、講じた対策が適切に行われ有効に機能していることを定期的に確認（Check）しなければならない。Check については、内部監査担当者など、施設実行担当者ではない独立性のある立場にある者が担当することで、より高い客觀性が得られる。

Check の結果、問題点が検出されれば、その内容はフィードバックされ、改善が速やかになされなければならない（Action）。

リスクマネジメントの取り組みの中でも最も大事なことは網羅的にリスクを洗い出し、組織全体で順位付けをして取り組むことである。公有財産をあらゆる側面から見直し、縦割り組織を超えて、県全体としてのリスクマネジメントの目的・導入方針・組織体系作りに取り組む必要がある。

リスクマネジメントを導入することで、縦割り組織では対応することが難しい問題も容易に検討しうる。例えば、①新規道路建設による便益の増加、言い換えれば新規道路を建設しないことにより経済の効率性が改善しないリスクと、②既存の道路を補修することによるインフラの信頼性の強化、言い換えれば既存の道路を補修しないことによる事故発生リスクの増加、という二つのリスクをどのように順位付けするかは、縦割り組織においては難しい問題であり、大きなジレンマでもある。新規道路の建設担当部門と既存道路の維持管理担当部門では利害が一致しないため、当事者間では調整が難しいが、リスクマネジメントという全般的な取り組みを行うことでこの難題に容易に取り組むことができる。

上述の取り組みは、インフラ資産・公共施設を総合的・横断的に管理する「アセットマネジメントシステム」（以下、「アセットマネジメント」）と共通する。なぜなら両者の取り組みの目的は、「税収が減少化傾向にある経済環境下で、県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供すること」であり、両者で一致しているからである。同じ目的の実現を、アセットマネジメントは資産の有効活用という観点から取り組むもので、リスクマネジメントはリスクへの対応という観点から取り組むものである。基本的にその取り組みが両者で異なるものではなく、言い換えると、アセットマネジメントを担当する組織がリスクマネジメントという観点からも取り組みを行って、「税収が減少化傾向にある経済環境下で、公有財産が生み出すサービスを今後も一定の水準で提供すること」という目的を実現する体制づくりが望ましい。

アセットマネジメント
災禍点

資産の有効利用

リスクマネジメント
の観点

「移動が減少化傾向にある経済環境下で、
公有財産が生み出すサービスを今後も一定の
水準で提供すること」を実現する取り組み

リスクへの対応

1.4. 富士山噴火対応マニュアルの整備について

意見(II-14)

富士山が噴火した場合、大きく影響を受けるのがインフラであるため、インフラの危機管理対応において、富士山の噴火リスクは非常に大きな要素である。インフラの危機管理対応を適切に行うことが県民や観光客の安全を守ることにつながる。山梨県の富士山の噴火リスクへの対応は、検討を始めたばかりで、これから大きく展開をしていく段階にある。富士山の噴火リスクに対応するために、噴火に伴うリスクの洗い出し、それに応じた対応策を検討し、富士山噴火対応マニュアルとして早期に整備することを検討されたい。

山梨県唯一の観光名所である富士山は平成25年6月26日にユネスコにより世界文化遺産に登録された。日本で17番目の登録であるが、登録前に世間の注目を集めることは記憶に新しい。毎年、富士山やその周辺の富士五湖等には多くの観光客が集まり、日本でも有数の観光地である。アクセスの良さから外国人にも人気が高く、多くの外国人観光客や登山客が富士山を訪れている。

一方、東日本大震災以降、天災に対する人々の関心が高まり、活火山である富士山の噴火リスクに多くの関心が寄せられている。実際に、富士山は有史以来、何度も噴火を繰り返しており、いつ再噴火してもおかしくないとさえ言われている。富士山の噴火が起こった場合、大きく影響を受けるのがインフラである。従って、インフラの危機管理対応として富士山の噴火リスクは非常に大きな要素である。インフラの危機管理対応を適切に行うことが県民や観光客の安全を守ることにつながる。

富士山の噴火に対する山梨県の対応としては、検討を始めたばかりの段階であり、これから大きく展開をしていく段階にある。富士山噴火リスクへの対応は、その影響範囲も大きく、国家的な対応を有する部分もあると思われるが、まずは、最も影響の大きい地方公共団体の一つである山梨県において積極的に危機管理対応の検討を進めるべきであろう。

2020年には東京オリンピックの開催も決定し、外国人観光客が一層増え、富士山の

噴火リスクへの関心がより高まることが予想され、その点からも山梨県として危機管理対応に積極的に取り組む必要性がある。

「富士山の噴火リスクに対応するために、噴火に伴うリスクを洗い出し、それに対する対応策を検討し、富士山噴火対応マニュアルとして早期に整備することを検討されたい。」

III. インフラ資産について

1. 県土整備部道路管理課の所管する資産について

(1) 資產概要

1

道路管理課では、道路管理業務、道路維持業務、道路防災業務を行っている。

道路・港湾施設等の維持管理、道路清掃及び道路パトロール、通行制限・異常気象、雪氷対策、道路管理装置、「道の相談室」などが含まれる。

道路防災業務には、通行制限・異常気象・雪水対策、道路災害防除事業、橋梁の維持補修、災害復旧（道路・橋梁）工事などが含まれる。

卷之三

平成 25 年 8 月 5 日現在の県土整備部の組織は以下の通りとなっている。各地域の建設事務所が総務課所管にて設置されている。

表III-1 山梨県の道路概況(単位: km, %)

道筋種別		路線名		実延長		改良済		舗装済		橋梁		下水施			
		延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率	延長	率		
一 般 国 道	指定区間	(4)	258.1	258.1	100.0	258.1	100.0	195	12.1	12	7.0				
	指定区間外	(9)	353.8	314.0	88.8	353.8	100.0	420	18.5	40	19.9				
	計	12	611.9	572.1	93.5	611.9	100.0	615	30.6	52	26.9				
県 道	主要地方道	34	636.5	558.4	87.7	636.5	100.0	682	24.9	64	19.7				
	一般県道	137	863.3	607.8	70.4	797.4	92.4	682	16.8	25	7.5				
	計	171	1,499.8	1,166.2	77.8	1,433.9	95.6	1,384	41.7	89	29.2				
国 際 連 絡	国際連絡合計	183	2,111.7	1,738.3	82.3	2,045.8	96.9	1,979	72.3	141	47.1				
市町村道	市町村道	25,372	8,974	5,313.6	59.2	7,453.7	83.0	5,736	69.1	36	7.0				
	一般道合計	25,555	11,090.1	7,051.9	63.6	9,499.5	85.7	7,715	11.4	177	5.1				
高速自動車国道	3	139.1	139.1	100.0	139.1	100.0	中央自動車道 西宮線 L=100.3km、富士吉田 線 L=44.6km (西宮線と富士吉田線はJR内 で 21.8km 略重している) 中 部 橋 断 自 動 車 道	I=16.0Km							
東富士五湖道路	1	13.8	13.8	100.0	13.8	100.0									

改修計画は年々次第に進んでおり、開業後も常に改良工事がなされている。

国道139号には指定区間と指定区間外がある（国道の路線数に注意のこと）

一般国道（指定区間外）、県道には有料道路を含む。

(出典: 道路現況表 平成24年4月1日現在)

◎ 等理字帳の概要

山梨県公報号外 第三十号 平成二十六年四月十五日

(ア) 道路台帳

道路台帳は、路線ごとに作成されている。道路台帳は、路線の起終点や道路延長、幅員、面積等を記載した調書と附図から構成されている。調書は、表III-2のような形式であり、道路幅などの数量的なデータは記載されているものの、工事費等の金額情報は記載されていない。また、道路法に定められていないこともあり、補修工事の過去の履歴も記載されていない。

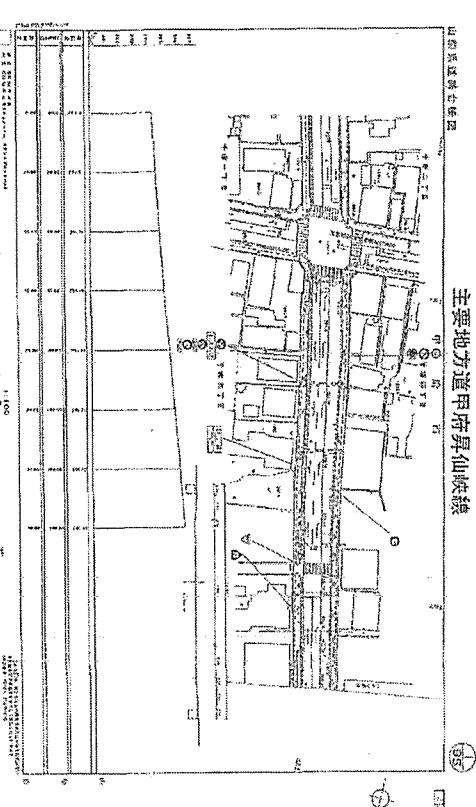
表III-2 道路台帳調書のサンプル

道路台帳		調書									
項目	内容	単位	値	単位	値	単位	値	単位	値	単位	値
路線名	新庄市立川	km	2.2	m	10	m	4.0	m	2.0	m	10
起終点	新庄市立川 新庄市立川										
延長	2.2 km										
幅員	10 m										
面積	220 m ²										
工事費	0円										
備考	新庄市立川										

(出典：「道路台帳調書」抜粋)

道路台帳附図は、路線ごとに現地を測量して作成された図面であり、延長約150m～200mにつき1枚で作成されている。

図III-3 道路台帳附図のサンプル



(出典：「道路台帳附図」抜粋)

(イ) 橋梁台帳

橋梁台帳は、図III-4に示す「橋梁諸元」として整備されている。橋梁諸元には、橋梁の形状等に関する詳細な仕様に関する情報が記載されている。工事費等の金額情報の記載欄も設けられているが、運用上、記載していない場合もあるとのことである。補修工事・補強工事に関しては、工事の内容、工法等が記載されている。

图III-4 橡胶带元(橡胶管膜)0.4mm

図III-3 下ノホリ帳

(ウ) トシネル合帳

トンネル台帳は、図III-5に示す形式で整備されている。トンネル台帳には、トンネル延長、道路幅、土質などのトンネルの仕様に関する情報が記載されているほか、総工事費（金額情報）も記載されている。また、補修工事・補強工事に関しては、工事の内容等が記載されている。

(ア) 道路

山梨県では、「山梨県道路パトロール実施要領」に基づいて、道路パトロールを実施している。職員によるパトロール及び業務委託によるパトロールにより、路面や付属設備の劣化、損傷、故障などを把握している。

(ア) 道路

東部建設事務所、富士・東部建設事務所吉田支所、新環状・西関東道路建設事務では、最近5年間分が保管されており、中北建設事務所横浜支所、崎南建設事務所では、最近

3年間分が保管されている。

業務委託によるパトロールは、県内の 6 管区それぞれ、維持管理業務受託会社を選定し、管区ごとに業務委託している。パトロールは、パトロールカー又はこれに準じる車両を使用し、原則として車中から視認できる範囲で行っている。業務受託会社は、パトロール計画書、パトロール実施結果報告書を作成し、建設事務所所長に提出する。

なお、維持管理業務の契約は、複数年契約ではなく、全て単年度契約として締結されている。これは、県内業者の受注機会の拡大を優先しているためとのことである。

(イ) 橋梁

山梨県では、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、橋梁の日常点検、定期点検、臨時点検を実施している。

日常点検では、道路パトロールによる路面点検、橋下からの目視点検がある。路面点検は、県職員もしくは外部委託先により、毎月 2 回から 5 回、実施されている。また、橋下からの目視点検は、県職員もしくは外部委託先により、年 1 回、実施されている。

定期点検は、外部専門家への委託により、供用開始後 2 年以内に初回点検が行われ、それ以降は、橋梁形式は 5 年に 1 度、BOX 形式は 10 年に 1 度、実施されている。臨時点検は、地震、台風、集中豪雨等による災害や大きな事故が発生した場合に行われており、県職員または外部委託先により実施されている。

点検結果は点検調書に記録されデータベース化されている。

表III-6 県管理の高速道路架道橋一覧及び点検状況

事務所	路線名	橋梁名	架設年次	点検	緊急対応の必要性
富東	吉野上野原停車場線	鶴崎橋	昭和 43 年	平成 19 年度	無
富東	四日市線上野原停車場線	鳥居ノ前第一橋	昭和 43 年	平成 19 年度	無
富東	大月上野原線	矢押橋	平成 11 年	平成 19 年度	無
富東	国道 139 号	西山歩道橋	平成 14 年	平成 20 年度	無
富東	国道 139 号	西山橋	昭和 43 年	平成 20 年度	無
富東	桑野下真木線	小佐野橋	昭和 52 年	平成 24 年度	無
南東	市之藏山梨線	北堀橋	昭和 54 年	平成 20 年度	無
中北	甲府韭崎線	開谷橋	平成 12 年	平成 22 年度	無
峡北	韮崎昇仙峡線	椎現橋	昭和 51 年	平成 24 年度	無
峡北	小荒間長坂停車場線	米山橋	昭和 50 年	平成 24 年度	無

(出典：道路管理課から提供 「山梨県管理の高速道路架道橋の点検状況」)

(ウ) トンネル

橋梁に関しては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」(最終改正平成 22 年 9 月) を策定しておらず、県の重点施策の一つとされている。「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に記載されている 1,798 橋のうち、緊急時の必要性などから優先順位を付け、963 橋については「予防保全型管理」橋梁として計画的に対応していくことが予定されている。

現状においては、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づく橋梁の修繕に要する支出に関しては、必要な予算が確保されている。また「山梨県橋梁長寿命化実施計画」は 5 年毎に見直し予定である。

(エ) トンネル

平成 25 年 4 月から県管理の 130 頃所のトンネルにおいて総点検に着手し、結果とりまとめを含めて平成 25 年 9 月末までに完了している。現在は長寿命化計画はないものの、平成 26 年 3 月までに維持管理計画を策定する予定である。

(オ) 有効活用

道路管理課が所管する公有財産のうち、県道新山梨環状道路(新山梨環状道路南部区間)で 2 頃所、国道 411 号城東大橋下 1 頃所を、駐車場として山梨県道路公社へ賃貸している。賃貸料(占用料)の算出は、山梨県道路施行条例、山梨県道路占用料減免要綱に基づき決定している。